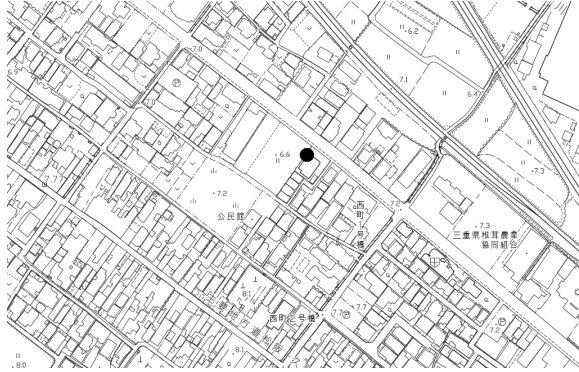


施設カルテ

(1)施設の基本情報

施設番号	S01521	施設名称	久保田町別館(事務所)	
所在地(住所)		松阪市久保田町171番地3		
				
根拠条例	なし	担当部署	総務部 財務課	
設置年度	昭和50年度	財産区分	20 普通財産	
設置目的 (施設整備を行った経緯と整備が必要であった理由)	平成13年まで松阪労働基準監督署の建物であったが、同年市が買い取り、2・3階に当時市内で唯一の精神障がい者のための就労施設である「松阪工務所」が入居している。			
施設の設置目的に沿った運営状況	就労継続支援事業所として、一般企業への就職が困難な障がい者に就労機会を提供するとともに、生産活動を通じて、その知識と能力の向上に必要な訓練などの障がい福祉サービスを供与している。			

(2)建物の概要

設置形態		併 設		用途地域等	第二種住居地域
駐車場(収容台数)		5台			
土地	敷地面積	497㎡		借受期間・賃料等	—
	所有者	市			
主たる建物1	建物名称	事務所			
	用途	事務所		構造・階数	鉄筋コンクリート・地上3階・地下0階
	建築年月	昭和51年 3月16日		建物取得費(全体)	899,850円
	延床面積	497.53㎡		耐震診断(実施年)	未実施
	耐震補強(実施年)	未改修		所有者	市
大規模改修等の履歴・計画(300万以上)		平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度
対象建物					
施工内容					
費用					
リスク・高機能化対応度					

(3)管理・運営の概要

利用時間	AM9:00-PM3:00	休所(館)日	土日
運営形態	直営	管理・運営者名	
委託期間(指定管理の場合)	自 年 月 日	至 年 月 日	
業務内容	障がい者への就労継続支援事業、一部市の備品倉庫として使用		

(4)管理・運営に係る経費

(単位:円)

正規職員	人	労務員	人	再任用職員	人	非常勤職員	人	合計	人
施設の維持管理に係る経費					施設の運営・事業に係る経費（指定管理の場合）				
維持管理経費		721,160			運営・事業等経費				
光熱水費		694,815			指定管理委託料				
保守点検委託料		26,345			その他の経費				
賃借料									
修繕費									
その他の経費									
人件費									
職員 等									
非常勤職員									
①小計		721,160			②小計				
④合計（①＋②）－③		62,174円							
市民一人あたりのコスト		0.37円							
財 源		補助金等収入			その他収入（松阪工作所から光熱水費として）		658,986円		
		使用料等収入			③年間収入合計		658,986円		

(5)施設の利用状況

内 容	単位	実績数		
		H23	H24	H25
障がい者への就労継続支援	日	244	245	244
備品倉庫(安全防災課、健康推進課)				

(6)関連情報

類似施設		近隣施設	
------	--	------	--

(7)その他

管理・運営上の問題点	松阪工作所に土地・建物とも無償貸付 耐震診断未実施
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	
特記事項	耐震診断を実施した上で、建物の解体をするのか耐震工事を実施するのか、また松阪工作所への無償貸付を継続するのか買い取りをしてもらうのか等の検討が必要である。

各棟の状況

[illegible]